

福岡県公報

平成23年8月26日
第3297号

目次

告示(第1406号-第1428号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更 (保護・援護課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) …………… 6
- 漁業共済の加入区の設定の一部変更 (漁業管理課) …………… 6
- 解除に係る保安林の所在場所等 (森林保全課) …………… 6

- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7
- 換地を定めない土地の指定 (農村整備課) …………… 8

公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 8
- 一般競争入札の一般競争入札の実施 (システム管理課) …………… 10

選挙管理委員会

- 直方市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査申立てに
対する裁決 (市町村支援課) …………… 13
- 直方市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査申立てに
対する裁決 (市町村支援課) …………… 19

告 示

福岡県告示第1406号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
春生150	医療法人 とくい耳鼻咽喉科クリニック	春日市須玖北7丁目1番1の2	23・7・1
飯生313	豊永医院	飯塚市吉原町1-9	23・6・20
宰生薬43	タカラ薬局 向佐野	太宰府市大字向佐野44-7	23・8・1
筑紫生薬77	金岡薬局	筑紫野市湯町2丁目6-2	23・6・1
飯生薬150	ハッピー薬局 忠隈店	飯塚市忠隈460番地1	23・8・1

福岡県告示第1407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
春生143	藤クリニック	春日市須玖北7丁目1-1	23・7・25
春生142	とくい耳鼻咽喉科クリニック	春日市須玖北7丁目1-1	23・6・30
飯生225	豊永医院	飯塚市吉原町1-9	23・6・19
大生歯131	なかしま歯科医院	大牟田市大字草木820	23・7・31
飯生歯21	山本歯科医院	飯塚市鯉田簀子町1381-1	23・7・31
飯生歯37	はやしだ歯科医院	飯塚市片島2丁目19-8	23・7・31
飯生歯134	タカノ歯科医院	飯塚市枝国464-27	23・7・31
京生歯12	高野歯科医院	築上郡上毛町大字垂水1783-7	23・8・4
筑紫生薬36	金岡薬局	筑紫野市大字武蔵430	23・5・31

福岡県告示第1408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春生歯30	医療法人川崎歯科医院	春日市昇町3丁目96	春日市昇町3丁目194-2	23・6・1

福岡県告示第1409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
小生98	松崎記念病院	医療法人海邦会松崎記念病院	小郡市松崎18番地7	23・7・1

福岡県告示第1410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑生マ225	野口 恵理子（ココム筑後センター）	筑後市大字長浜163-2	23・7・28
田川生マ25	竹村 悟（ヘルボン）	田川郡福智町金田968番1	23・7・5

宰生柔28	長 泰弘（五条いきいき整骨院）	太宰府市五条4丁目3-38サンハイツビルF1	23・7・22
宰生柔29	山下 卓晃（むさし整骨院石坂）	太宰府市石坂3丁目7-31	23・7・12
宰生柔30	森 真維（からだ屋本舗整骨院）	太宰府市都府楼南5丁目6-12	23・8・1
宰生柔31	山下 勇輝（からだ屋本舗整骨院）	太宰府市都府楼南5丁目6-12	23・8・1
福津生柔13	宮山 幸太（あゆむ整骨院）	福津市若木台6丁目22-13	23・7・13
糸島地生柔31	村上 公一（ウイング整骨院）	糸島市高田2丁目18番20号	23・8・1
糸島地生柔32	有田 豊（まえばるステーション整骨院）	糸島市前原中央1丁目1-17 ミュー前原1F	23・8・1
筑紫地生柔21	井手 和弘（整骨院あすく）	筑紫郡那珂川町道善1丁目72-1	23・8・1

福岡県告示第1411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生マ23	古石 一枝（クラフト施術所飯塚）	飯塚市菰田東1丁目7-42	23・6・30
飯生マ24	渡邊 孝男（クラフト施術所飯塚）	飯塚市菰田東1丁目7-42	23・5・31
飯生マ26	竹村 悟（クラフト施術所飯塚）	飯塚市菰田東1丁目7-42	23・5・30

飯生マ33	渡邊 晃司（クラフト施術所飯塚）	飯塚市菰田東1丁目7-42	23・5・31
京生マ9	古石 一枝（クラフト施術所行橋）	京都郡苅田町大字葛川255-57	23・6・30
遠生マ8	古石 一枝（クラフト施術所水巻）	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	23・6・30
遠生マ9	渡邊 孝男（クラフト施術所水巻）	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	23・5・31
遠生マ11	竹村 悟（クラフト施術所水巻）	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16-8	23・5・30
糸島地生柔13	丸山 陽介（ウイング整骨院）	糸島市高田2丁目18-20	23・8・1
筑紫地生柔19	平野 康介（整骨院あすく）	筑紫郡那珂川町道善1丁目72-1	23・8・1
京生柔16	磯崎 涼子（りょう整骨院）	京都郡苅田町大字与原1036-1	23・7・16

福岡県告示第1412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝倉生柔13	星野 英二（トータルケア鍼灸整骨院）	朝倉市頓田14-3	朝倉市柿原962-1	23・8・1

福岡県告示第1413号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マックスバリュ篠栗店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1414号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年8月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人あい愛サポートふくおか

(変更後)

NPO法人あい愛サポート

(2) 代表者の氏名

野田 昌利

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区八田二丁目16番28-102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民及び医療福祉関係者に対して、成年後見制度の啓発普及を図り、国や地方自治体をはじめとする関係各機関と連携し、後見人候補者や専門家等の人材育成研修等の事業と保健、医療又は福祉サービスの一層の充実・向上や権利擁護、財産管理等の支援活動を行い、障害者や高齢者等すべての人々が健やかに安心して自立した生活ができる豊かな地域社会の実現と消費者保護に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1415号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年8月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ねこの会

(2) 代表者の氏名

高木 静子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉市杷木若市2997番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人でも家族や友人とともに地域で暮らすことができるように、障害福祉サービス事業や地域生活を支援する事業を行う。また、障がいのある人と地域住民との交流を図り、障がいのある人への社会の理解を深めるための啓発活動を行うことによって、だれもがいきいきと暮らせる福祉のまちづくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第1416号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区塩屋外	平成23年7月20日から 平成23年9月30日まで

福岡県告示第1417号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市三潞町	平成23年7月7日から 平成23年12月3日まで

福岡県告示第1418号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市三潞町	平成23年7月15日から 平成23年11月3日まで

福岡県告示第1419号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市三潞町西牟田地内	平成23年8月1日から 平成23年11月25日まで

福岡県告示第1420号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市袋迫及び松原地区、築上町弓ノ師及び下別府地区、みやこ町綾野地区	平成23年8月8日から 平成23年9月30日まで

福岡県告示第1421号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（岡垣町基本図作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
岡垣町全域	平成22年3月31日

福岡県告示第1422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
角田中部土地改良区	平成23年8月17日

福岡県告示第1423号

漁業共済の加入区の設定（平成17年6月福岡県告示第1143号）の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により公示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

表中

浜崎今津加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧浜崎今津漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業	を
		小型一般漁業	

浜崎今津加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧浜崎今津漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業	に、
---------	-----------------------------------	--------------------------	----

志賀島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業	を
		小型一般漁業	
		小型定置網漁業	

志賀島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業	に、
		小型一般漁業及び小型定置網漁業	

改める。

福岡県告示第1424号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所
京都郡苅田町大字山口字田中1565の1（次の図に示す部分に限る。）、1565の4、1571（次の図に示す部分に限る。）、1572の1、1572の2、字堀田1574、1579の1から1579の3まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1425号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人あさなぎ
 - (2) 代表者の氏名
川野 衛
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉南区徳吉西三丁目4番2号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、「メンタルケア」、「パソコンの知識及び技術指導」、「職業訓練」、「自然環境保護活動」等を行い、様々な人とのコミュニケーションを通じて助

け合い、支え合うひと時を体験することで、何でも気軽に話せる環境、何でも聞いてあげられる環境を提供し、心の悩みを抱えた方が、心身の回復を経て、再び活力ある社会生活を送ることができるように支援し、活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1426号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利法人さくら会
 - (2) 代表者の氏名
崎山 欽一郎
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県田川郡川崎町大字川崎366番地11
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、「地域の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の中で介護保険・障害福祉サービス等の制度で支援を受けられない方々」に対して、「見守りや買い物代行等」に関する事業を行い、「高齢者の安心・安全」に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1427号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年7月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人KETOY.jp

(2) 代表者の氏名

HYDER MD.ZULFIQUR

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区警固2丁目9番10-201号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、バングラデッシュの貧しい層の人々に対して、その人々が作る手工芸品、生活雑貨の輸入販売に関する事業を行い、バングラデッシュの職人の職場を確保し生活の安定を図り、子供たちに教育を受ける機会を与えることに寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、バングラデッシュの食文化を伝えるため飲食に関する事業を行い、バングラデッシュのことをより知ってもらうこと、また、バングラデッシュの貧しい層の人々が作る手工芸品・生活雑貨の輸入販売及び日本の生活雑貨の輸出に関する事業を行い、現地の職人の職場を確保し生活の安定を図り、子供たちに教育を受ける機会を与えることに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業上秋月地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項に

おいて準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
朝倉市	日向石	仁鳥	1164番1	田	1372のうち64.27
朝倉市	日向石	仁鳥	1165番1	田	1140のうち630.61
朝倉市	日向石	仁鳥	1166番1	田	1494のうち26.75
朝倉市	日向石	仁鳥	1166番4	田	254のうち26.43
朝倉市	日向石	仁鳥	1174番1	原野	34のうち1.14
朝倉市	日向石	打越	825番2	田	276のうち19.98

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

全庁ファイル共有システム機器等の賃貸借一式（構築作業、システム運用管理を含む。）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量

に関して不正の行為をした者

- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記

されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 役員名簿
 - ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ケ 営業概要表（様式第5号）
 - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - ソ I S O 9000シリーズ及び I S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
 - チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
 - イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年9月15日(木)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月26日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

全庁ファイル共有システム機器等の賃貸借一式(構築作業、システム運用管理を含む。)

(2) 調達物品の仕様等

入札仕様書による。

(3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月(6年間)

(4) 納入場所

福岡県福岡市内のIDC(インターネットデータセンター)

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班(県庁行政棟1階)

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成23年10月6日(木)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされているも

の

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電子通信機器	AA
13	04	調査統計	AA
13	07	ソフトウェア開発	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA

(2) 納入しようとする物品等が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する仕様申立書等を、仕様申立書等作成要領に従い作成し、平成23年9月22日（木）までに、システム管理課開発指導班（県庁行政棟6階）に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があって、システム管理課開発指導班から補正又は説明を求められた場合に、平成23年9月30日（金）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

- (3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部システム管理課開発指導班（県庁行政棟6階）
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3196（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成23年8月26日（金）から平成23年9月9日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札説明会の開催

(1) 日時

平成23年9月2日（金） 午後1時30分から

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟 地下1階 行政3号会議室

(3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成23年9月1日（木）午後5時00分までに全庁ファイル共有システム機器等の貸借業務入札説明会参加予定者報告書をファクシミリで提出すること。

送付先 総務部システム管理課開発指導班 FAX番号：092-643-3121

11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成23年10月6日（木） 午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ

その他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開封《全庁ファイル共有システム機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「何月何日開封《全庁ファイル共有システム機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札

(1) 日時

平成23年10月7日（金） 午前11時00分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟6階 システム管理課ミーティングルームA

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合におい

て、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成23年10月5日（水）午後4時までにシステム管理課開発指導班へ「保証金等納付書」（システム管理課開発指導班で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書の「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。）

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結しその証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続

の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease contract of the machinery for Group Ware(Portal System)

(2) Period of Lease

It is 72 months from a Lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5:00 P.M. 6 October, 2011

(5) Contact Point for Notice

Systems Management Division,

Fukuoka Prefectural Office,

7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku,

Fukuoka City, 812-8577,

Japan

TEL 092 - 643 - 3196

FAX 092 - 643 - 3121

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第84号

平成23年4月24日執行の直方市議会議員一般選挙における選挙の効力に関し、福岡県直方市大字永満寺2477番地8仲野照明から提起された審査の申立てについて、平成23年8月16日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成23年8月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

裁 決 書

福岡県直方市大字永満寺2477番地8

審査申立人 仲野照明

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成23年6月21日付けで提起された平成23年4月24日執行の直方市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、申立人が平成23年5月1日付けで直方市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年6月6日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由とすると、次のとおりである。

1 開票事務従事者（以下「従事者」という。）であるAが、第9番開披台において集計した投票用紙多数を屈むなどして身体に隠匿し、投票数を減少させた。

なお、従事者Aが開票作業中に何者かに対して指でサインを送っていると思われる姿が、審査申立人が開票所を撮影した映像（以下「録画映像」という。）に記録されているが、市委員会はその検証を行っていない。

また、第9番開披台への配置が予定されていた職員が11名であるにもかかわらず、実際には他の開披台への配置が予定されていた従事者B及びCの2名が第9番開披台で作業をしており不自然である。ここで、従事者Cは、市委員会による証人尋問において、勘違いして開披台を間違えた旨陳述しているが、従事者Cが事前に見たと称する4月16日付け開票所配置図により開披台を間違えたのなら、第10番開披台で作業をするはずである。

従事者B及びCは、開票所参観席に大型ビデオカメラを設置していることに虚てた本件の首謀者もしくはそれを補助する何者かの指示により、所定の場所を間違えたように装って、第9番開披台右側の従事者A側に集まったと断定でき

る。さらに、従事者Aと同じ第9番開披台で開披作業をしていた従事者D及びEは、従事者Aに点検済みの投票用紙を何度も手渡していた。開披台で行う作業は有効票、無効票及び疑問票に分類することであるから、開票係が投票用紙を他の開票係に手渡すことはあり得ない。

なお、従事者Dは、市委員会による証人尋問において、「従事者Aの存在すら気がつかなかった」等の証言をしているが、従事者D及びAは第9番開披台上に投票箱を運び上げた後、その投票箱を開披台上に混同した係員であること等から、従事者Dが従事者Aの存在に気付かなかったことなど経緯即ち照らして考えられない。

また、分類された票については、かごを持った臨時職員F及びGが集めて回っている。臨時職員Fは、市委員会による証人尋問において、「覚えていない」等の証言をしているが、臨時職員Fは、従事者Aが屈み込んだ場面を目撃した後、勢いよく立ち上がった瞬間に投票用紙を手渡されているにもかかわらず、誰かに偽証するよう指示されたかのように証言している。

臨時職員Gは従事者Aが二度目に深く屈み込んだ姿を目撃しているもので、市委員会に対し臨時職員Gに事情聴取することを求めたが、市委員会は事情聴取を行わなかった。

2 票の抜き取りが行われたにもかかわらず、投票者総数及び投票総数が概ね一致していることから、従事者A又は共犯者が他の候補者の得票を増票することを企て、投票用紙を加えたものと考えられる。

なお、市委員会は、未使用投票用紙を当初、投票用紙印刷会社（以下、「印刷会社」という。）製ダンボール箱に保管していたが、申立人が市委員会に対し異議の申出を行った4月27日の後に、未使用投票用紙を他のダンボール箱に移し替えたうえ、印刷会社製ダンボール箱は廃棄している。

証拠物になる可能性がある物品を廃棄した行為は、証拠隠滅の疑いが残る。

3 市委員会による証人尋問において、従事者Aら数名の者は、自己の記憶に反した通謀虚偽の証言を繰り返している。なお、この証人尋問は、通り一遍の、かつ焦点をはぐらかした質問により行われているので、委員会にとって都合の良い証言を引き出すことになった。

また、証人が偽証している場合は公職選挙法に基づき告発する義務があるにもかかわらず、市委員会が告発をしないことは違法である。

4 市委員会は、投票用紙を50,000枚発注し、予備を含めて50,100枚の納品を受けているが、印刷会社は投票用紙を54,208枚印刷している。この4,108枚もの水増し印刷した事実を、市委員会は把握していない。また、印刷会社が予備として4,108枚も投票用紙を印刷し廃棄した合理的理由が見当たらない。

市委員会は、印刷会社から印刷残数4,108枚を廃棄したとの報告を受けているが、市委員会が立ち会っていない状況での報告を信用することはできない。

なお、市委員会は投票用紙の裁断工程に立ち会っておらず、印刷用原版、印刷用フィルムとの廃棄等の確認を怠っていた。

5 市委員会に対する異議の申出において、申立人が印刷会社に対する検証を申し立てていたにもかかわらず、市委員会がその採否を申立人に通知しなかったことは、審理手続きに瑕疵がある。

6 市委員会は、投票用紙を地下金庫に保管しており、在庫管理のために投票用紙を保管する小箱に番号を振っていたが、その小箱が番号順に持ち出されていなかった。

これは、未使用の投票用紙を何者かが持ち出した後に、市委員会の証拠調べに対応するため、印刷会社から秘かに入手した投票用紙を返還した可能性が高い。

なお、投票日当日に市委員会書記が投票用紙を地下金庫から2,100枚持ち出しているが、その時に箱に残されていた投票用紙残数が異なっていた可能性がある。理由は、当該書記は投票用紙に関する質問に対し、的確に回答することなく、質問の都度回答が変遷することが多く見られたからである。

7 開票所配置図が、当初の配置から最終的に大幅に変更されている。これは、従事者Aらを第9番開票台に集める意図で変更されたと考えることが合理的である。

なお、第12番開票台は、他の開票台より開票する投票用紙の量が少なかつたにもかかわらず、通常よりも開票に時間を要していた。

また、審査係における作業も通常より時間を要していた。

これは、第9番開票台において従事者Aらが減票行為を繰り返し、何者かが第12番開票台において増票行為を実行し、投票数と有効及び無効投票数の誤差を最後に集計計算する審査係で調整したとも考えられる。

8 市委員会による証人尋問においては、録画映像を充分理解せず、稚拙な尋問を繰り返し、関係人から真実の証言を得ることができなかつたばかりか、偽証の機会を与えてしまった。市委員会委員長が申立人らに対する「私が信用しないで、誰が信用しますか。」等の発言が、証人尋問が杜撰だったことを物語っている。

そもそも、従事者Aが不正行為を行ったと主張しているにもかかわらず、従事者Aを一番に尋問するなど通常では考えられない。

なお、市委員会は証人らに対して「投票用紙を隠匿したか。」などの主旨の質問を繰り返しているが、そのような質問に素直に答える証人など皆無である。

また、従事者Aの行為を裏付ける核心部分である「従事者Aが屈み込んだか否か」については、各関係人を伴って検証再現を行えば事実が明らかになるのに、市委員会は何ら検証をしなかつた。

よって、開票事務従事者らの一連の不可解な動作から、票の増減が行われた可能性が高いため、県選挙管理委員会に

よる全候補者の有効投票用紙の筆跡点検等及び関係人らに対する証人尋問を行うことを求める。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴するとともに、口頭で意見を述べる機会を与え、また、職権により市委員会から選挙録及びその他の関係書類の提出を求めるとともに、関係人の出頭及び証言を求め、慎重に審理を行った。

およそ、選挙が無効とされるのは、公職選挙法（以下、「法」という。）第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として選挙管理の任にあたる機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すもの」（昭和27年12月4日最高裁判決）と解されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「当該選挙の管理執行の手続に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果につきあるいは異なる結果を生じたかとも知れないと考えられる場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）と判示されている。

以上の観点から、順次申立理由を判断する。

1 申立理由1について

従事者Aが投票用紙を身体に隠匿したとする申立人の主張については、録画映像において、その事実を確認することができない。

また、当委員会は、本件審査の申立てにおける審理において、最も重要な関係人と考えられる従事者Aに対する出頭及び証言の請求が必要であると認め、録画映像を視聴させたうえで証人尋問を行った。しかし、申立人が主張する投票用紙の隠匿、及び、従事者Aがサインを送っていたことを認める証言はなく、申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認められない。

従事者B及びCが、配置が予定されていなかった第9番開披台で作業を行ったことについては、従事者B及びCともに開披台の確認を怠ったことによる誤りであり、本件の首謀者もしくはそれを補助する何者かの指示により、所定の場所を間違えたように装って、第9番開披台右側の従事者A側に集まったとする申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認められない。

ここで、開票所配置図には4月18日付け及び4月22日付けのものが存在しているのにもかかわらず、従事者Cが4月16日付けのものをもって開披台を間違えたとする申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認めるとはできない。

従事者D及びEが、従事者Aに点検済みの投票用紙を手渡していたことについては、従事者は投票用紙を入れる箱が届きにくい場合には、届く従事者に手渡すこともあるので、何ら問題はない。

なお、従事者Dの証言について経験則に照らして考えられないとする申立人の主張、及び、臨時職員Fの証言について誰かに偽証するように指示されたかのように証言しているとする申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認めるとはできない。

また、法第212条の規定による関係人の出頭及び証言の手続は、選挙管理委員会の権限とされているので、誰に証言を求めるかを決定することができる市委員会が、臨時職員Gに対し事情聴取を行わなかったことについては何ら問題はない。

2 申立理由2について

従事者A又は共犯者が、投票用紙を加えたとする申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく、録画映像においてもその事実を確認することはできない。

なお、申立人が主張する増票行為が記載されているのは4月27日付けの異議申出書ではなく、5月1日付けの異議申

出書においてであるため、市委員会がその間に廃棄した印刷会社製ダンボール箱を本件の証拠となる可能性のある物品と認識していたとは言えない。

3 申立理由3について

減票行為及び増票行為は、録画映像においてその事実を確認することはできず、従事者Aら数名の者が自己の記憶に反した通謀虚偽の証言を繰り返したとすると申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認められることにはできない。

なお、市委員会による証人尋問に違法な取扱いは認められない。

4 申立理由4について

印刷会社が投票用紙の発注枚数に対して、どの程度予備として印刷するかについては基準はない。

なお、市委員会は、印刷会社への聴取及び印刷会社からの提出文書において、印刷残数については確実に廃棄したことを確認している。

また、投票用紙の実際の印刷枚数の把握、断裁工程の立会い及び印刷用原版等の廃棄の確認を行わなかったことが、選挙の規定に違反するとはいえない。

5 申立理由5について

選挙の管理機関による選挙の管理執行の手続に関する規定に違反する事実を主張するのではなく、選挙を無効とする理由に該当しない。

6 申立理由6について

地下金庫における未使用投票用紙の持ち出し及び返還並びに投票日当日に投票用紙残数が異なっていたとすると申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく、市委員会による一連の投票用紙の取扱いについては違法性は認められない。

7 申立理由7について

業務執行手順等の見直しないし改善により、開票所の配置図を変更することはありうる。

なお、第9番開票台において従事者Aらが減票行為を行い、何者かが第12番開票台において増票行為を実行し、投票数と有効及び無効投票数の誤差を審査係で調整したとすると申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認められることにはできない。

8 申立理由8について

法第212条の規定による関係人の出頭及び証言の手続は、選挙管理委員会の権限とされている。よって、市委員会による証人尋問において違法な取扱いは認められず、また、市委員会委員長の発言をもって証人尋問が違法であったとも認められない。

ただし、後述するとおり、証人尋問は録画映像を視聴させたいで行うことにより、証言はより正確になり得たといえる。

なお、増票行為があったとすると申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく、申立人が求める全候補者の有効投票用紙の筆跡点検等については行う必要はない。

また、関係人に対する証人尋問については、先に述べたとおり当委員会の判断において従事者Aに対して行っている。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、主文のとおり裁決する。

なお、本件審査の申立ての裁決に当たり、当委員会は次の事項について述べる。

まず、市委員会による証人尋問についてである。録画映像は、市委員会に対する異議の申出及び当委員会に対する本件審査の申立ての審理において、核心となる最も重要な物件である。それであるにもかかわらず、録画映像の視聴のないま

ま証人尋問が行われている。申立人は、異議申出書に録画映像を添付している以上、市委員会による証人尋問において映像を視聴させずに行うことを要望するはなかった。また、市委員会が、申立人の要望を認めにせよ、自らの意思で決定したにせよ、録画映像を視聴させずに証人尋問を行ったことは、証言をより正確にするためにも、妥当ではなかった。このことから、当委員会は、録画映像を視聴させたいうえで、証人尋問を行ったものである。

次に、従事者の開披台の配置誤りについてである。そもそも、開票事務とは、選挙人の行った投票を点検し、その有効無効を決定し、各候補者の得票数を計算する重要な手続である。その過程においては、選挙人にとっていささかの疑念を抱かせることがあってはならない。本件では、一部の従事者が指定された時刻に指定された配置先につくことができなかつた。従事者の単純な確認不足による誤りだったとはいえ、選挙人に対し疑念を抱かせてしまったことは、残念の極みである。今後は、事前に開票事務のシミュレーションを行うこと、及び、当日は各開披台の責任者による従事者の確認を行う等の改善を行いたい。

最後に、市委員会による投票用紙印刷の管理についてである。本件において、違法とされる点は認められないが、市委員会は印刷会社における実際の印刷枚数を把握しておらず、また印刷残の投票用紙及び印刷用原板等の廃棄に立ち会っていない。そもそも、日本国憲法は、法の下における国民平等の原則を定め、法はこれを受けて、各選挙につき一人一票の原則を定めている。よって、市委員会に納品された投票用紙が厳重に管理されなければならないのはもちろんのこと、印刷残の投票用紙及び印刷用原板等についても、盗難等にあわないよう厳重に管理されなければならない。前述の市委員会の不作為が選挙の規定に違反するとはいえないとはいえず、投票用紙印刷の管理に関する認識については安易が見られ、選挙人に対し疑念を抱かせることとなった。今後、市委員会は投票用紙印刷の管理について、その重要性を認識したうえで、適宜自ら確認作業を行う等、厳正な取り組みをされたい。

平成23年8月16日

福岡県選挙管理委員会

委員長	藤井克己
委員	水戸栄樹
委員	松永成行
委員	井上寿昭

福岡県選挙管理委員会告示第85号

平成23年4月24日執行の直方市議会議員一般選挙における選挙の効力に関し、福岡県直方市大字永満寺2541番地4久保博から提起された審査の申立てについて、平成23年8月16日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成23年8月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

裁 決 書

福岡県直方市大字永満寺2541番地4

審査申立人 久保博

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成23年6月21日付けで提起された平成23年4月24日執行の直方市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、申立人が平成23年4月27日付けで直方市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年6月6日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由とすると、次のとおりである。

1 開票事務従事者（以下「従事者」という。）であるAが、第9番開披台において集計した投票用紙多数を屈むなどして身体に隠匿し、投票数を減少させた。

なお、従事者Aが開票作業中に何者かに対して指でサインを送っていると思われる姿が、審査申立人が開票所を撮影した映像（以下「録画映像」という。）に記録されているが、市委員会はその検証を行っていない。

また、第9番開披台への配置が予定されていた職員が11名であるにもかかわらず、実際には他の開披台への配置が予定されていた従事者B及びCの2名が第9番開披台で作業をしており不自然である。ここで、従事者Cは、市委員会による証人尋問において、勘違いして開披台を間違えた旨陳述しているが、従事者Cが事前に見たと称する4月16日付け開票所配置図により開披台を間違えたのなら、第10番開披台で作業をするはずである。

従事者B及びCは、開票所参観席に大型ビデオカメラを設置していることに虚てた本件の首謀者もしくはそれを補助する何者かの指示により、所定の場所を間違えたように装って、第9番開披台右側の従事者A側に集まったと断定でき

る。さらに、従事者Aと同じ第9番開披台で開披作業をしていた従事者D及びEは、従事者Aに点検済みの投票用紙を何度も手渡していた。開披台で行う作業は有効票、無効票及び疑問票に分類することであるから、開票係が投票用紙を他の開票係に手渡すことはあり得ない。

なお、従事者Dは、市委員会による証人尋問において、「従事者Aの存在すら気がつかなかった」等の証言をしているが、従事者D及びAは第9番開披台上に投票箱を運び上げた後、その投票箱を開披台上に混同した係員であること等から、従事者Dが従事者Aの存在に気付かなかったことなど経路即ち照らして考えられない。

また、分類された票については、かごを持った臨時職員F及びGが集めて回っている。臨時職員Fは、市委員会による証人尋問において、「覚えていない」等の証言をしているが、臨時職員Fは、従事者Aが屈み込んだ場面を目撃した後、勢いよく立ち上がった瞬間に投票用紙を手渡されているにもかかわらず、誰かに偽証するよう指示されたかのように証言している。

臨時職員Gは従事者Aが二度目に深く屈み込んだ姿を目撃しているもので、市委員会に対し臨時職員Gに事情聴取することを求めたが、市委員会は事情聴取を行わなかった。

2 票の抜き取りが行われたにもかかわらず、投票者総数及び投票総数が概ね一致していることから、従事者A又は共犯者が他の候補者の得票を増票することを企て、投票用紙を加えたものと考えられる。

なお、市委員会は、未使用投票用紙を当初、投票用紙印刷会社（以下、「印刷会社」という。）製ダンボール箱に保管していたが、申立人が市委員会に対し異議の申出を行った4月27日の後に、未使用投票用紙を他のダンボール箱に移し替えたうえ、印刷会社製ダンボール箱は廃棄している。

証拠物になる可能性がある物品を廃棄した行為は、証拠隠滅の疑いが残る。

3 市委員会による証人尋問において、従事者Aら数名の者は、自己の記憶に反した通謀虚偽の証言を繰り返している。なお、この証人尋問は、通り一遍の、かつ焦点をはぐらかした質問により行われているので、市委員会にとって都合の良い証言を引き出すことになった。

また、証人が偽証している場合は公職選挙法に基づき告発する義務があるにもかかわらず、市委員会が告発をしないことは違法である。

4 市委員会は、投票用紙を50,000枚発注し、予備を含めて50,100枚の納品を受けているが、印刷会社は投票用紙を54,208枚印刷している。この4,108枚もの水増し印刷した事実を、市委員会は把握していない。また、印刷会社が予備として4,108枚も投票用紙を印刷し廃棄した合理的理由が見当たらない。

市委員会は、印刷会社から印刷残数4,108枚を廃棄したとの報告を受けているが、市委員会が立ち会っていない状況での報告を信用することはできない。

なお、市委員会は投票用紙の裁断工程に立ち会っておらず、印刷用原版、印刷用フィルム of の廃棄等の確認を怠っていた。

5 市委員会に対する異議の申出において、申立人が印刷会社に対する検証を申し立てていたにもかかわらず、市委員会がその採否を申立人に通知しなかったことは、審理手続きに瑕疵がある。

6 市委員会は、投票用紙を地下金庫に保管しており、在庫管理のために投票用紙を保管する小箱に番号を振っていたが、その小箱が番号順に持ち出されていなかった。

これは、未使用の投票用紙を何者かが持ち出した後に、市委員会の証拠調べに対応するため、印刷会社から秘かに入手した投票用紙を返還した可能性が高い。

なお、投票日当日に市委員会書記が投票用紙を地下金庫から2,100枚持ち出しているが、その時に箱に残されていた投票用紙残数が異なっていた可能性がある。理由は、当該書記は投票用紙に関する質問に対し、的確に回答することなく、質問の都度回答が変遷することが多く見られたからである。

7 開票所配置図が、当初の配置から最終的に大幅に変更されている。これは、従事者Aらを第9番開票台に集める意図で変更されたかと考えることが合理的である。

なお、第12番開票台は、他の開票台より開票する投票用紙の量が少なかつたにもかかわらず、通常よりも開票に時間を要していた。

また、審査係における作業も通常より時間を要していた。

これは、第9番開票台において従事者Aらが減票行為を繰り返し、何者かが第12番開票台において増票行為を繰り返し、投票数と有効及び無効投票数の誤差を最後に集計計算する審査係で調整したとも考えられる。

8 市委員会による証人尋問においては、録画映像を充分理解せず、稚拙な尋問を繰り返し、関係人から真実の証言を得ることができなかつたばかりか、偽証の機会を与えてしまった。市委員会委員長 of 申立人らに対する「私が信用しないで、誰が信用しますか。」等の発言が、証人尋問が杜撰だったことを物語っている。

そもそも、従事者Aが不正行為を行ったと主張しているにもかかわらず、従事者Aを一番に尋問するなど通常では考えられない。

なお、市委員会は証人らに対して「投票用紙を隠匿したか。」などの主旨の質問を繰り返しているが、そのような質問に素直に答える証人など皆無である。

また、従事者Aの行為を裏付ける核心部分である「従事者Aが届み込んだか否か」については、各関係人を伴って検証再現を行えば事実が明らかになるのに、市委員会は何ら検証をしなかつた。

よって、開票事務従事者らの一連の不可解な動作から、票の増減が行われた可能性が高いので、県選挙管理委員会に

よる全候補者の有効投票用紙の筆跡点検等及び関係人らに対する証人尋問を行うことを求める。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴するとともに、口頭で意見を述べる機会を与え、また、職権により市委員会から選挙録及びその他の関係書類の提出を求めるとともに、関係人の出頭及び証言を求め、慎重に審理を行った。

およそ、選挙が無効とされるのは、公職選挙法（以下、「法」という。）第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として選挙管理の任にあたる機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すもの」（昭和27年12月4日最高裁判決）と解されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果につきあるいは異なる結果を生じたかも知れないと考えられる場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）と判示されている。

以上の観点から、順次申立理由を判断する。

1 申立理由1について

従事者Aが投票用紙を身体に隠匿したとする申立人の主張については、録画映像において、その事実を確認することができない。

また、当委員会は、本件審査の申立てにおける審理において、最も重要な関係人と考えられる従事者Aに対する出頭及び証言の請求が必要であると認め、録画映像を視聴させたうえで証人尋問を行った。しかし、申立人が主張する投票用紙の隠匿、及び、従事者Aがサインを送っていたことを認める証言はなく、申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認めることはできない。

従事者B及びCが、配置が予定されていなかった第9番開披台で作業を行ったことについては、従事者B及びCともに開披台の確認を怠ったことによる誤りであり、本件の首謀者もしくはそれを補助する何者かの指示により、所定の場所を間違えたように装って、第9番開披台右側の従事者A側に集まったとする申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認めることはできない。

ここで、開票所配置図には4月18日付け及び4月22日付けのものが存在しているのにもかかわらず、従事者Cが4月16日付けのものをもって開披台を間違えたとする申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認めることはできない。

従事者D及びEが、従事者Aに点検済みの投票用紙を手渡していたことについては、従事者は投票用紙を入れる箱が届きにくい場合には、届く従事者に手渡すこともあるので、何ら問題はない。

なお、従事者Dの証言について経験則に照らして考えられないとする申立人の主張、及び、臨時職員Fの証言について誰かに偽証するように指示されたかのように証言しているとする申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認めることはできない。

また、法第212条の規定による関係人の出頭及び証言の手續は、選挙管理委員会の権限とされているので、誰に証言を求めるかを決定することができる市委員会が、臨時職員Gに対し事情聴取を行わなかったことについては何ら問題はない。

2 申立理由2について

従事者A又は共犯者が、投票用紙を加えたとする申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく、録画映像においてもその事実を確認することはできない。

なお、申立人が主張する増票行為が記載されているのは4月27日付けの異議申出書ではなく、5月1日付けの異議申

出書においてであるため、市委員会がその間に廃棄した印刷会社製ダンボール箱を本件の証拠となる可能性のある物品と認識していたとは言えない。

3 申立理由3について

減票行為及び増票行為は、録画映像においてその事実を確認することはできず、従事者Aら数名の者が自己の記憶に反した通謀虚偽の証言を繰り返したとす申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認めることはできない。

なお、市委員会による証人尋問に違法な取扱いは認められない。

4 申立理由4について

印刷会社が投票用紙の発注枚数に対して、どの程度予備として印刷するかについては基準はない。

なお、市委員会は、印刷会社への聴取及び印刷会社からの提出文書において、印刷残数については確実に廃棄したことを確認している。

また、投票用紙の実際の印刷枚数の把握、断裁工程の立会い及び印刷用原版等の廃棄の確認を行わなかったことが、選挙の規定に違反するとはいえない。

5 申立理由5について

選挙の管理機関による選挙の管理執行の手続に関する規定に違反する事実を主張するのではなく、選挙を無効とする理由に該当しない。

6 申立理由6について

地下金庫における未使用投票用紙の持ち出し及び返還並びに投票日当日に投票用紙残数が異なっていたとす申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく、市委員会による一連の投票用紙の取扱いについては違法性は認められない。

7 申立理由7について

業務執行手順等の見直しないし改善により、開票所の配置図を変更することはありうる。

なお、第9番開票台において従事者Aらが減票行為を行い、何者かが第12番開票台において増票行為を実行し、投票数と有効及び無効投票数の誤差を審査係で調整したとす申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく認めることはできない。

8 申立理由8について

法第212条の規定による関係人の出頭及び証言の手続は、選挙管理委員会の権限とされている。よって、市委員会による証人尋問において違法な取扱いは認められず、また、市委員会委員長の発言をもって証人尋問が違法であったとも認められない。

ただし、後述するとおり、証人尋問は録画映像を視聴させたいで行うことにより、証言はより正確になり得たといえる。

なお、増票行為があったとす申立人の主張については、これを認めるに足りる証拠はなく、申立人が求める全候補者の有効投票用紙の筆跡点検等については行う必要はない。

また、関係人に対する証人尋問については、先に述べたとおり当委員会の判断において従事者Aに対して行っている。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、主文のとおり裁決する。

なお、本件審査の申立ての裁決に当たり、当委員会は次の事項について述べる。

まず、市委員会による証人尋問についてである。録画映像は、市委員会に対する異議の申出及び当委員会に対する本件審査の申立ての審理において、核心となる最も重要な物件である。それであるにもかかわらず、録画映像の視聴のないま

ま証人尋問が行われている。申立人は、異議申出書に録画映像を添付している以上、市委員会による証人尋問において映像を視聴させずに行うことを要望することは妥当ではなかった。また、市委員会が、申立人の要望を認めにせよ、自らの意思で決定したにせよ、録画映像を視聴させずに証人尋問を行ったことは、証言をより正確にするためにも、妥当ではなかった。このことから、当委員会は、録画映像を視聴させたいうえで、証人尋問を行ったものである。

次に、従事者の開披台の配置誤りについてである。そもそも、開票事務とは、選挙人の行った投票を点検し、その有効無効を決定し、各候補者の得票数を計算する重要な手続である。その過程においては、選挙人にとっていささかの疑念を抱かせることがあってはならない。本件では、一部の従事者が指定された時刻に指定された配置先につくことができなかつた。従事者の単純な確認不足による誤りだったとはいえ、選挙人に対し疑念を抱かせてしまったことは、残念の極みである。今後は、事前に開票事務のシミュレーションを行うこと、及び、当日は各開披台の責任者による従事者の確認を行う等の改善を行いたい。

最後に、市委員会による投票用紙印刷の管理についてである。本件において、違法とされる点は認められないが、市委員会は印刷会社における実際の印刷枚数を把握しておらず、また印刷残の投票用紙及び印刷用原板等の廃棄に立ち会っていない。そもそも、日本国憲法は、法の下における国民平等の原則を定め、法はこれを受けて、各選挙につき一人一票の原則を定めている。よって、市委員会に納品された投票用紙が嚴重に管理されなければならないのはもちろんのこと、印刷残の投票用紙及び印刷用原板等についても、盗難等にあわないよう嚴重に管理されなければならない。前述の市委員会の不作為が選挙の規定に違反するとはいえないとはいえず、投票用紙印刷の管理に関する認識については安易が見られ、選挙人に対し疑念を抱かせることとなった。今後、市委員会は投票用紙印刷の管理について、その重要性を認識したうえで、適宜自ら確認作業を行う等、厳正な取り組みをされたい。

平成23年8月16日

福岡県選挙管理委員会

委員長	藤井克己
委員	水戸栄樹
委員	松永成行
委員	井上寿昭